

介護老人保健施設 みしゆくケアセンター わか葉
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人社団榮紀会が開設する介護老人保健施設みしゆくケアセンターわか葉（以下「施設」という。）が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設の医師、看護師、介護職員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な施設運営を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称等）

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 みしゆくケアセンターわか葉
- (2) 所在地 裾野市御宿 1475-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1 人
老人保健施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも老人保健施設の介護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護職員 10 人以上
医師と協力して利用者の医学的管理を行う。
- (3) 介護職員 24 人以上
サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切な介護・指導・相談及び援助を行う。
- (4) 事務職員 1 人以上
必要な事務を行う。

- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
リハビリテーション訓練に関する業務、実施記録等の作成を行う。
- (6) 介護支援専門員 1人以上
利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者及び家族の意向や利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、サービス提供に関する計画を作成するとともに、要介護認定更新の手続きを行う。
- (7) 管理栄養士 1人以上
栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 薬剤師 0.3人以上
調剤、薬剤管理を行う。
- (9) 支援相談員 1人以上
利用者に対する支援及び相談の業務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名を限度に空床利用とする。

(事業の内容)

第6条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護ならびに日常生活の世話、また栄養管理等とする。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額、食費及び居住費の自己負担額については、重要事項に記載の料金により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等を、「介護保険外請求明細について」に記載の料金により支払いを受ける。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施区域は、裾野市・御殿場市・長泉町全般の各区域とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条

面会・・・原則として面会時間の厳守。(午前11時半～午後7時)

外出、外泊・・・事前に医師の許可があれば可能。

金銭の管理・・・原則として入所中は現金、その他貴重品は所持しないこと。

飲酒、喫煙・・・禁止

ペット・宗教活動・・・禁止

迷惑行為・・・禁止

設備・器具 物品の利用 (壁・テーブル・マクラ・シーツ・包布・カーテン等)・・・破損時自責弁済

その他・・・その他の利用サービスについては双方協議の上実施する。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策については地域防災活動への積極的な参加並びに警察署・消防署と定期的な情報交換等を持つこととする。

2 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画を策定し、年2回の消防訓練及び避難、救出訓練を実施する。非常時は消防署との直通回線あり。非常用すべり台、階段、消火器、屋内消火栓等を備え、設備定期点検を実施する。また、近隣との協力関係を結ぶ。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第14条 事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものと

する。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 15 条 ハラスメントの発生またはその再発を防止するため、指針の設備を行うとともに、研修を実施し、その他必要な配慮を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 月 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団榮紀会の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。